

個人情報保護委員会（第267回）議事概要

- 1 日時：令和6年1月17日（水）14：00～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：藤原委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、
加藤委員、梶田委員、高村委員、小笠原委員
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、
森川総務課長、吉屋参事官、小嶋参事官、片岡参事官、
石田参事官

4 議事の概要

（1）新任の委員長、委員からの挨拶について

藤原委員長から「平成の最後の年の1月1日に個人情報保護委員会の非常勤委員を拝命し、令和の5年間、委員会の活動に携わってきた。そして、この度、令和6年1月1日から、委員長を拝命することになった。個人情報保護法制の一元化が完全に動き出して1年が経ちその執行の実際も見る必要があり、3年ごと見直しのヒアリングも始まり、また、EUとの十分性認定の範囲の拡大も視野に入ってきている。他にも個人情報保護委員会の抱える課題は多くある。

このような中で委員長に就任したわけだが、Webで公開されている委員長の紹介のコメントにも書いたように、個人情報保護委員会として、国民の期待に応え、わが国の個人情報保護の司令塔としての役割を適時・適切に果たすとともに、内外におけるそのプレゼンスを高めることができると考えている。そのために、これまでの委員会の議論の蓄積は大事にしつつ、同時に自由闊達な議論をしていただき、委員会の運営を行っていきたいと考える。また、事務局職員の方々とともに歩んでいくので、その助力を心よりお願いしたい」旨の挨拶があった。

小笠原委員から「現在は東京都立大学の法科大学院と法学部で民法と消費者法の講義等を担当している。

昨年の3月まで15年間、山形大学におり、その際に、山形県の個人情報保護運営審議会の委員、公益認定等審議会の委員、消費生活審議会の委員をしており、消費生活審議会は今年の9月まで会長をしている。そのほか、消費者市民ネットとうほくという適格消費者団体の理事及び検討委員として、消費者問題に取り組んでいる。

民法・消費者法分野の研究者として、この分野におけるハードローとソフトローによる柔軟な対応が、個人の権利利益の保護と個人情報の利活用の両立の重要な要素になるのではないかと考えている。これまでの地方での消費者行政等へ取り組んだ経験や、消費者問題への理論面及び実務面での取り組みといった経験を踏まえ、少しでも力になれるよう、委員としての務

めを果たしていきたいと考える」旨の挨拶があった。

- (2) 議題 1：厚生労働省（公的年金業務等に関する事務）の全項目評価書（年金業務システムの本格開発（フェーズ 2）に伴う評価の再実施）について事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「昨年 12 月の委員会では、統合データベース化に伴うリスク対策について質問した。回答としては、業務における DB アクセスは、現行システムと同様の方針を引継ぎ、端末から特定個人情報データまでは多層的なセキュリティ対策を行うという考え方だった。具体的には、セキュリティレベルに応じて領域を分割し、隣接する領域でのみ通信を可能とするという対策であった。

時間の経過によってリスクは常に変化する。今後の技術の進歩等により、現行の方針では対処しきれない問題もあると思う。そのような新しいリスクが発見される可能性もあるため、継続的にリスク対策の見直しをする必要があると思う。

また、開発を進める中で、リスク対策の見直しを進める際には、知見を有する外部機関などから意見を聴くなど、有用と考えられる施策を積極的に検討していただきたい」旨の発言があった。

藤原委員長から「小川委員の指摘と重なるが、リスク対策は、一度講じれば終わりということではなく、技術の進歩等に合わせ、随時見直す必要があるものとする。

昨年の委員会で、『セキュリティに関する世の中の動向や政府統一基準の変更が予想されるため、今後、変更が生じた場合にはご相談・ご報告させていただく』という趣旨の回答があったが、年金業務システムフェーズ 2 の開発は、非常に長期間の開発となるため、開発中に新たなリスクが検知されることも、十分に想定される。

そこで、厚生労働省及び日本年金機構においては、当該事務におけるリスク分析を継続的に行い、その検知したリスクに対し、十分なリスク対策を検討し、講じることが重要であるとする。また、事務フローの見直しや新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、特定個人情報保護評価の再実施を遺漏なく行っていただきたい」旨の発言があった。

本評価書について承認され、厚生労働省に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

- (3) 議題 2：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 17 号に基づき同条第 15 号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案に関する意

見募集について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり、決定することとなった。

(4) 議題3：オプトアウト届出事業者に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

加藤委員から「昨今、闇バイトと称し凶悪犯罪の実行犯を SNS 上で募集する手口の背景には、不正に流通する名簿が用いられているとの報道がある。また、別の報道にもあるように、従業者が不正に持ち出した個人データが販売された可能性があるといった事案も発生している。

そのような報道に触れた国民は、自身の個人情報が本人の意思に反して第三者に移転し、悪用されているのではないかという不安を感じていると思う。

今回のように、本人の権利利益を保護するために、広く調査を行い、確認された問題点に対して適切に権限行使を行うことは、重要であるとともに、今後も引き続き、名簿屋等の事業者に対して、個人情報保護法の遵守状況を確認し、実効的な対応を取っていかなければならないと考える」旨の発言があった。

藤原委員長から「事前に本人同意をとることを原則としている第三者提供において、オプトアウトによる第三者提供の仕組みは、第三者提供を利用目的としていることを届出・公表するといったオプトアウト手続きの条件を満たすことで、本人が知り得る状態になり、望まない第三者提供を停止できる権利を確保することを意図したものである。

また、そのオプトアウトの手続きの適正運用を確保するため、個人データ移転のトレーサビリティを高め、必要に応じて当委員会が執行機関として監督できる体制を整えるとの意図で、いわゆる確認記録義務を規定している。

今回のように、個人情報の不適正な利用やオプトアウトの手続きが適正に運用されていないといった情報に接した場合には、今後とも様々な権限を行使し、厳正・的確に対処することによって、オプトアウトの手続きの適正運用の確保に当委員会として努めていく必要があるものとする」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

- (5) 議題4：その他（「個人情報保護委員会における贈与等報告書の閲覧手続等について」の一部改正について）
事務局から、資料に基づき説明を行った。
原案のとおり、決定することとなった。

以上